

平成五年(ワ)第二二二五号 公式陳謝等請求事件

原告
被告 国
はか二六名

答弁書

平成五年一〇月二日

被告指定代理人
野本 昌 城

法 務 省

小 卷 泰
江 口 幹 太
塚 本 伊 平
山 口 芳 子
竹 中 博 司
西 谷 仁 孝
西 村 清 典
糸 井 博

京都地方裁判所第一民事部 御中

第一 請求の趣旨に対する答弁

原告らの請求をいずれも棄却する

訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求める。

なお、仮執行の宣言は相当ではないが、仮に仮執行宣言が付される場合には、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

第二 請求の原因に対する認否

事実関係を調査中につき、認否が必要な事項については追って認否する。